

平成19年5月30日

各位

会社名 株式会社トリドール  
(コード番号 3397 東証マザーズ)  
代表者名 代表取締役社長 栗田 貴也  
問合せ先 取締役総務部長 小島 義昭  
TEL : 078-200-3430

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月28日開催予定の第17期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業目的として、新たに意匠権、商標権、著作権などの無体財産権の売買、賃貸及び管理を、定款に追加するものであります。
- (2) 今後の本社機能の集約を図る為、本店の所在地を移転するものであります。
- (3) 会社法第426条第1項、会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第34条(監査役の責任免除)2項を新設するものであります。
- (4) 現行定款第3条(本店の所在地)の変更について効力発生日を明確にするために付則を設けるとともに、効力発生日以降はこれを削除するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 飲食店の経営 2. 惣菜、弁当等の調理食品の製造加工・販売・宅配 3. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋・管理 4. 上記各号に付帯関連する一切の事業	第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 飲食店の経営 2. 惣菜、弁当等の調理食品の製造加工・販売・宅配 3. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋・管理 4. <u>意匠権、商標権、著作権などの無体財産権の売買、賃貸及び管理</u> 5. <u>上記各号に付帯関連する一切の事業</u>
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を兵庫県 <u>加古川市</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を兵庫県 <u>神戸市</u> に置く。
(監査役の責任免除) 第34条 当社は、会社法第426条1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償	(監査役の責任免除) 第34条 当社は、会社法第426条1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償

<p>責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>[新 設]</p>	<p>責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>[新 設]</p>	<p><u>(付 則)</u></p> <p><u>現行定款第3条（本店の所在地）の変更の効力発生日は平成19年10月1日とする。</u></p> <p><u>なお、本付則は効力発生後これを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成19年6月28日（木曜日）  
平成19年6月28日（木曜日）

以 上